

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人亀田利郎の上告趣意中第一点は、違憲をいうが、外国為替及び外国貿易管理法二七条一項三号、七〇条七号の規定が、憲法二二条一項、二九条一項に違反するものでないことは、当裁判所大法廷判例（昭和三七年（あ）第六二四号同四〇年一月二〇日判決・刑集一九巻一号九頁）の趣旨とするところであり、所論は理由がない。同第二点は、判例違反をいうが、引用の判決は事案を異にして本件に適切でなく、所論は上告理由として不適法である。また、記録を調べても、刑訴法四一条を適用すべきものとは認められない。よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四五年一一月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	飯	村	義	美
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	関	根	小	郷